

第 56 期 決 算 公 告

2026年7月7日

山口県岩国市周東町祖生 6370 番地

サンエイポリマー株式会社

代表取締役社長 重岡 勝明

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|-----------|-------------------|------------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| 流 動 資 産 | 2,128,517 | 流 動 負 債 | 347,064 |
| 現金及び預金 | 176,874 | 買 掛 金 | 212,129 |
| 預 け 金 | 1,350,000 | 未 払 金 | 56,140 |
| 受 取 手 形 | 5,624 | 未 払 消 費 税 等 | 20,783 |
| 電 子 記 録 債 権 | 137,786 | 未 払 法 人 税 等 | 22,271 |
| 売 掛 金 | 181,641 | 預 り 保 証 金 | 18,926 |
| 未 収 入 金 | 349 | 賞 与 引 当 金 | 14,064 |
| た な 卸 資 産 | 261,734 | 役 員 賞 与 引 当 金 | 2,750 |
| 貯 蔵 品 | 8,880 | | |
| 仮 払 金 | 4,551 | | |
| 前 払 費 用 | 1,074 | 固 定 負 債 | 5,953 |
| 固 定 資 産 | 181,870 | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 5,953 |
| 有 形 固 定 資 産 | 170,911 | 負 債 合 計 | 353,017 |
| 建 物 | 37,040 | 純 資 産 の 部 | |
| 構 造 物 | 2,912 | 株 主 資 本 | 1,957,371 |
| 機 械 装 置 | 94,619 | 資 本 金 | 30,000 |
| 車 両 運 搬 具 | 846 | 利 益 剰 余 金 | 1,927,371 |
| 工 具 器 具 備 品 | 1,238 | 利 益 準 備 金 | 7,500 |
| 土 地 | 34,253 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 1,919,871 |
| | | 別 途 積 立 金 | 994,220 |
| 無 形 固 定 資 産 | 426 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 925,651 |
| 電 話 加 入 権 | 426 | (当 期 純 利 益) | (69,745) |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 10,532 | | |
| 敷 金 | 349 | | |
| リ サ イ ク ル 預 託 金 | 17 | | |
| 繰 延 税 金 資 産 | 10,166 | | |
| | | 純 資 産 合 計 | 1,957,371 |
| 資 産 合 計 | 2,310,388 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 2,310,388 |

【注記事項】

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1.資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

| | |
|-----------|--|
| 商品・製品・仕掛品 | 月別移動平均法に基づく原価法 |
| 原材料及び貯蔵品 | …………… (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。) |

2.固定資産の減価償却の方法

| | |
|----------------------|--|
| 有形固定資産 (リース資産を除く) | …………… 定率法を採用しております。 但し、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。 |
| 無形固定資産 (リース資産を除く) | …………… 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 |

3.引当金の計上基準

| | |
|-----------|--|
| 賞与引当金 | …………… 従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度に対応する支給見積額を計上しております。 |
| 役員賞与引当金 | …………… 役員の賞与支給に備えるため、当事業年度に対応する支給見込額を計上しております。 |
| 役員退職慰労引当金 | …………… 役員の退職給付に備えるため、当事業年度末における支給見積額を計上しております。 |

4.収益及び費用の計上基準

当社は、製品の製造、販売を主な事業としており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。

当該履行義務は、製品の引渡時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しておりますが、当該製品の国内の販売においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

5.消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。